平成２４年（フ）第８９１９号
千葉県船橋市滝台１丁目９―30―102
破産者　坂田　　渉
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９４２号
東京都葛飾区立石７丁目６番７号　サンリースビル205号
破産者　株式会社プラムコンピュータシステムズ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９５１号
神奈川県相模原市中央区中央６丁目13番４号　相模原ニチジュンビル306
破産者　株式会社ユーコム
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９７８号
東京都新宿区北新宿２丁目17番６号
破産者　有限会社山田特殊計器製作所
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９８２号
東京都国分寺市並木町３丁目19―12
破産者　佐久間　信
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９８３号
東京都国分寺市並木町３丁目19―12
破産者　佐久間加代
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９９６号
東京都千代田区東神田３―６―５
破産者　株式会社アットアール
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９９７号
東京都豊島区千早１丁目５―８　飴田方２Ｆ
破産者　平出　　亮
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０９０号
東京都品川区小山５丁目15番６号
破産者　千葉総合警備株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０９１号
東京都品川区小山台１丁目29―24
破産者　北村加寿彦
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０９２号
東京都品川区小山台１丁目29―24
破産者　川上夫佐子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６０４号
東京都練馬区錦１―26―６、住民票上の住所東京都練馬区平和台１丁目29―16―301
破産者　橘　潤一郎
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６４５号
東京都足立区青井３丁目37―31―202、開始決定時の住所神奈川県綾瀬市寺尾中１丁目17―23―401
破産者　井田　　明
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３５号
東京都調布市染地３丁目１―92―ト８―402
破産者　吉田　知弘
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７５９号
東京都福生市本町59―２―101
破産者　合田　　毅
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６３号
埼玉県入間市大字下藤沢554―11
破産者　榊原　清仁
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８８３号
埼玉県川越市笠幡88―４―103、住民票上の住所埼玉県日高市大字鹿山470―14
破産者　柳生　　歩
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９０７号
東京都北区中十条２丁目18―９―202
破産者　今田　幸彦
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００１１号
東京都八王子市石川町1920―５―402
破産者　小久保かおり（旧姓中込）
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００２４号
神奈川県厚木市山際682―１　島崎貸家２
破産者　村上　　崇
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００３１号
埼玉県川口市大字榛松276―２
破産者　小瀧　和明
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１７７９号
さいたま市緑区東浦和１丁目13番地12　グリーンワールド壱番館101号室
破産者　本橋　洋二
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係